

< 公立学校共済組合の制度 >

子どもが産まれた(産まれる)とき



出産費(附加金)・家族出産費(附加金)

組合員又は被扶養者が出産したときに給付

給付額	組合員	出産費	420,000円 (※産科医療補償制度対象外医療機関等で出産の場合 404,000円)
		出産費附加金	50,000円
	被扶養者	家族出産費	420,000円(上記※に同じ。)
		家族出産費附加金	50,000円
提出書類	出産費・家族出産費及び附加金請求書 (医師又は助産師の証明が必要ですが、直接支払制度利用の場合は証明は不要です。)		
添付書類	費用明細、領収書の写し ほか (直接支払制度を利用しない場合は合意書の写しが必要です。)		

出産貸付

共済組合の出産費又は家族出産費が給付されるまでの間、医療機関等への支払いに充てるために臨時に資金を必要とするときに貸付け

貸付限度額	出産費又は家族出産費の給付額以内
貸付利息	なし
提出書類	出産貸付申込書、出産貸付借用証書 等
添付書類	①母子健康手帳(表紙部分)の写し ②出産予定日の前2か月(多胎妊娠の場合は4か月)以内であることを証明する書類 ③その他、支部長が必要と認める書類

産前産後休暇中の掛金免除

組合員の申出により、共済掛金を免除

免除期間	出産予定日以前42日から出産日後56日までの間で産前産後休暇を取得した期間
免除対象	短期・長期の掛金(全額)
提出書類	産前産後休業掛金免除(変更)申出書
添付書類	出産予定日等を証明する書類

育児のため機器を借いたとき

育児用品レンタル助成事業

組合員が育児用品をレンタルしたときレンタル料金の一部を助成

対象者	組合員の小学校就学前の子
対象用品	ベビーベッド、ベビーバス、ベビーラック・チェア、ベビーカー、チャイルドシート、ベビースケール等
助成額	組合員の子1人につき、対象育児用品それぞれ1台を限度とし、レンタル料自己負担額の7割を助成。ただし、1用品1回限りとし、10,000円を限度とする（100円未満切り捨て）。
提出書類	育児用品レンタル助成申請書
添付書類	領収書(写)、育児用品の機種等がわかるカタログ(写)、助成対象の子が被扶養者でない場合は続柄を証明する書類、その他支部長が必要と認める書類等

育児のため休業したとき

育児休業手当金

育児休業により勤務しなかった期間について給付

給付額	育児休業開始～180日間 給料日額(※)×67/100×1.25（1日）ただし上限額あり 181日以後 給料日額(※)×50/100×1.25（1日）ただし上限額あり ※給料日額…給料の月額×1/22（10円未満四捨五入）
給付期間	子が1歳(保育所に入所できない等の特別な事情がある場合には1歳6か月に達するときまで。ただし、父母ともに育児休業を取得する場合は、1歳2か月に達するときまで（当該育児休業の期間（子の出生の日及び産後休暇を含む。）が1年を超えるときの給付期間は1年）
提出書類	育児休業手当金（休業中支給分）請求書 ほか
添付書類	育児休業承認書の写し ほか

育児休業者の掛金免除

組合員の申し出により、共済掛金を免除

免除期間	3歳の誕生日の前日まで
免除対象	短期・長期の掛金（全額）
提出書類	育児休業等掛金免除申出書
添付書類	辞令の写し

育児部分休業者の掛金免除

組合員の申し出により減額給料分の長期掛金を免除

免除期間	部分休業取得者の給料減額の期間のうち、対象となる子の3歳の誕生日の前日まで
免除対象	減額給料分の長期の掛金
提出書類	育児部分休業等掛金免除申出書
添付書類	辞令等の写し

育児短時間勤務者の掛金免除

組合員の申し出により減額給料分の長期掛金を免除

免除期間	育児短時間勤務者の給料減額の期間のうち、対象となる子の3歳の誕生日の前日まで
免除対象	減額給料分の長期の掛金
提出書類	育児部分休業等掛金免除申出書
添付書類	辞令等の写し

貸付償還金の償還猶予

組合員の申し出により、償還を猶予

猶予期間	育児休業期間中
遅延利息	なし
提出書類	償還猶予申出書

子どもが入学したとき

教育貸付

子が高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院(学校教育法第1条)、専修学校、各種学校等に進学し、入学又は修学するための資金を必要とするときに貸付け

貸付限度額	550万円(ただし、貸付日から概ね1年以内に必要とする額を限度とする。)
貸付利率	年2.72%(平成27年4月1日現在)(貸付金保険料充当金率 年0.06%含む)
提出書類	貸付申込書、借用証書 等
添付書類	①合格通知書の写し、合格証明書、入学証明書、在学証明書等 ②必要な金額の内訳及び納付期限が確認できる書類(入学案内の写し、納付書の写し、請求書の写し等) ③その他、支部長が必要と認める書類

子どもの病気などで休んだとき

介護休業手当金

子の病気などで介護休暇等を取得した場合に給付

給付期間	3か月間
給付額	給料日額(※)×40/100×1.25(1日)ただし上限額あり ※給料日額…給料の月額×1/22(10円未満四捨五入)
提出書類	介護休業手当金請求書
添付書類	出勤簿の写し、介護休業実績証明書 ほか

ホームヘルパーを雇い入れたとき

ホームヘルパー雇用助成

組合員・配偶者又は同居の家族が出産・病気等のため、家事援助者としてホームヘルパー等を雇用した場合に助成

助成額	1日7,000円以内
限度回数	1回8日間、年度中2回まで
提出書類	ホームヘルパー雇用助成申請書
添付書類	紹介所等の領収書及び明細書(写)(日額が確認できる書類)、出勤簿等(写)、医療機関の領収書又は診断書(写)、その他支部長が必要と認める書類等

介護機器を借いたとき

介護機器レンタル助成

組合員が介護機器をレンタルしたとき、その経費の一部を助成

対象者	組合員又は組合員が介護する二親等内の同居親族
対象機器	介護用特殊ベッド、車椅子、移動用リフト、歩行補助器、床ずれ防止エア―発生調節器、徘徊感知器等
助成額	各対象介護機器の月当たりのレンタル料の自己負担額の7割を助成。 ただし、1台につき月5,000円を限度とする（100円未満切り捨て）。 （注）工事費は対象外
提出書類	①介護機器レンタル助成金申請書 ②介護機器必要確認書（レンタル開始前に医師等から証明を受け、初回申請時に原本を提出し、以後は(写)を提出）
添付書類	領収書又は請求書(写)、機種ごとのレンタル料の明細が明記された書類、介護機器の機種等がわかるカタログ(写)、その他支部長が必要と認める書類等

育児や介護に悩んだとき

電話相談 教職員健康相談24

医師・保健師、助産師、看護師等が、健康・医療・介護・育児の相談に応じ、わかりやすくアドバイス

対象者	組合員及び扶養者
相談先	フリーダイヤル（24時間／年中無休） 詳しくは、公立学校共済組合京都支部が配布している「福利厚生のおしり」をご覧ください。



<京都府教職員互助組合の制度>

子どもが産まれたとき

出産祝金

組合員又はその被扶養者が出産したときに給付

給付額	出生児1人につき10,000円
提出書類	自動給付

育児手当金

被扶養者が0歳から5歳までの5年間給付

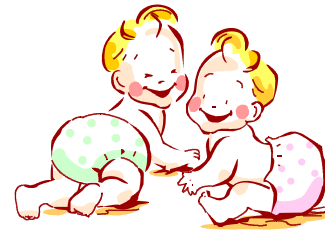
給付額	被扶養者1人につき月額500円 (1年を経過した後、誕生月に年 を単位とし年額6,000円)
提出書類	自動給付

※2013年4月1日以前に生まれた子が対象

出産資金貸付

組合員及び配偶者の出産資金の貸付

対象者	組合員又は配偶者
貸付利息	年2.30%
限度額	1子につき30万円(10万円単位) 夫婦とも組合員の場合は双方に貸付可
提出書類	貸付申込・金円借用証書
添付書類	出産証明書(写し)



育児のため休業したとき

育児休業見舞金

組合員が育児休業の承認を受け、休業したときに支給

給付額	前年の6月1日～6月1日まで全期間休業 20,000円 前年の12月1日～12月1日まで全期間休業 20,000円
提出書類	自動給付

育休資金立替

互助組合に納入していた生命保険料等を立替

立替期間	休業期間中
利息	なし
提出書類	育休資金立替申請書

育児休業者の掛金免除

育児休業により無給となる期間の掛金免除

免除期間	給料等が無給の期間
免除対象	掛金・退教預り金

貸付金及び立替金の償還猶予

組合員の申請により、償還を猶予

猶予期間	休業期間中
利息	なし
提出書類	貸付金及び立替金償還猶予申請書

子どもが入学したとき

入学祝金

被扶養者が小学校・中学校へ入学したとき給付

給付額	5,000円
提出書類	自動給付

※2013年4月2日以降生まれた子は10,000円

入学資金貸付

組合員の子等が入学したときに貸付

対象者	組合員の子・生計をともにする孫・弟妹
貸付利息	なし
対象教育機関	大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校・各種学校及び高等学校
限度額	1子につき30万円（夫婦とも組合員の場合は双方に貸付可）
提出書類	貸付申込・金円借用証書
添付書類	合格通知書（写し）等

教育費が必要なとき

高校等修学資金貸付

組合員の子等が修学資金を必要とするときに貸付

対象者	組合員、組合員の子及び被扶養者である弟妹
貸付利息	年2.12%
対象教育機関	高等学校及び専修学校・各種学校
限度額	100万円（5万円単位）夫婦とも組合員の場合は双方に貸付可
提出書類	貸付申込・金円借用証書
添付書類	合格通知書（写し）又は在学証明書（原本）

大学等修学資金貸付

組合員の子等が修学資金を必要とするときに貸付

対象者	組合員、組合員の子及び被扶養者である弟妹
貸付利息	年2.12%
対象教育機関	大学院・大学・短大及び高等専門学校
限度額	200万円（5万円単位）夫婦とも組合員の場合は双方に貸付可
提出書類	貸付申込・金円借用証書
添付書類	合格通知書（写し）又は在学証明書（原本）

子どもの病気などで休んだとき

介護休暇補助金

子の病気などで介護休暇等を取得し、給与が減額となった場合に給付

給付期間	介護休業（休暇）の取得開始から3か月を経過した日の翌日から3か月間
給付額	日額 7,000円
提出書類	介護休暇補助金請求書
添付書類	出勤簿等の写し

※一部給料が支給される日、共済組合の手当金等の支給対象日、勤務を要しない日を除く。

要介護等補助金

組合員又は扶養認定配偶者が、疾病若しくは負傷により就床（出産のための入院を含む。）し、就学前（義務猶予、免除の場合を含む。）の子どもに対する家事、育児等が困難になり、保育サービス等を利用したとき給付

給付額	1か月の介護料等から3,000円を控除した実費（上限30,000円）
提出書類	要介護等補助金請求書
添付書類	①介護人又は派遣機関の領収書（原本） ②育児が困難な理由書 ③住民票の写し（被扶養者でない子どもの場合、年度初回に提出）

